

第四十三回国会 運輸委員會議録 第三十号

昭和三十三年六月七日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 木村 俊夫君

理事 佐々木義武君 理事 鈴木木

理事 高橋清一郎君 理事 細田

理事 井手 以誠君 理事 久保

理事 肥田 次郎君

有田 喜一君

伊藤 郷一君

加藤常太郎君

簡牛 九夫君

關谷 勝利君

福家 俊一君

勝澤 芳雄君

出府國務大臣

運輸大臣 綾部健太郎君

出席府委員

運輸事務官 廣瀬 真一君

(大臣官房長)

運輸事務官 若狭 得治君

(船員局長)

運輸技官 比田 正君

(港灣局長)

海上保安庁長官 和田 勇君

委員外の出席者

運輸事務官 龜山 信郎君

(海運局長)

運輸技官 佐藤美津雄君

(船舶局検査制

度課長)

運輸事務官 鎌瀬 正巳君

(船舶局船舶職

員課長)

運輸技官 中沢 宣道君

海上保安官 猪口 猛夫君

(警備救難部長)

専門員 小西 真一君

本日の會議に付した案件
港則法の一部を改正する法律案

○木村委員長 これより會議を開きま
す。

港則法の一部を改正する法律案を議
題として審査を行います。

質疑の通告がありますので、これを
許します。久保三郎君。

○久保委員 港則法の質問に入る前
に、委員長を通じて資料の要求をいた
しておきたいと思ひます。最近行政管
理庁が国鉄に対し、あるいは運輸大臣
に対して、国鉄経営に対しての勧告を
したようであり、この勧告の
資料、さらに国鉄側のこれに対する弁
明というか、説明、これをひとつ要求
しておきます。

そこで港則法の改正案に入る前に、
二、三、お尋ねをしておきたいのであ
りますが、この港則法の一部改正は、
昨年でありましたかの京浜運河におけ
るところのタンカー衝突事件、こうい
うものにかんがみて、実は提案してま
いったと思ひますが、当時の
本委員会で質疑の中からは、港則法は
かりじやなくて、港灣行政というか、
そういうもの全体についての改善ある
いは海軍法規の關係の法律に対しての
改正、こういうものを要求してま
いったところであり、ところが今
回提案されたのは、その一部の港則法
の改正なのでありますが、そこでお尋

ねしたいのは、海上衝突予防法、これ
は改正の意思が今日ないのかどうか、
こういう点をまず一点お伺いします。

○龜山説明員 海上衝突予防法の改正
につきましては、一九六〇年のIMC
の會議で、在来の予防規則の改正が
行なわれまして以後、政府部内におき
まして、新しい國際衝突予防規則にの
つとりまして、現在の海上衝突予防法
を改正された國際予防規則に合わせる
ように改正をする準備を進めておりま
して、現在の予定では、この次の通常
國會には改正法案の提案をいたそうと
いうことで、關係者間において現在準
備を進めておる状況でございます。

○久保委員 最近における港内じやな
くて港外の衝突事故、こういうのは、
およそ何件くらいあるのですか。ごく
最近、ことしに入ってからであります
が……。

○猪口説明員 お尋ねにお答えいたし
ます。ことしに入りまして、おもなる
衝突事件は、港内におきまして約十件
ばかり、港外におきまして——港外と
申しまして港域付近だと思ひます
が、約四、五件と覚えております。

○久保委員 港外といっても港域の近
辺、いわゆる港域に近接した海域にお
いての衝突事故ですね。こういうもの
はおおむね何が原因であつたでありま
しょうか。たとえば海軍法規を守らな
かつたのか、あるいは天候その他に
よつてこれは不可抗力であつたのか、
そういう分類はどうですか。

○猪口説明員 大部分が目下それぞれ
海難審判庁あるいは裁判等で捜査、取

り調べ中でございます。確定した原
因等につきましてはまだはっきりき
まつておりませんが、私たちが取り調べ
た範囲内におきましては、大体乗組員
の不注意というものが大いに起因して
いるようにうかがわれる次第でござい
ます。

○久保委員 その不注意というのはと
りようであります。おおよそ海軍法規
を的確に守らなかつたという点ではな
かろうかと思ひます。これに
対して大体いま御答弁のように最近の
事案については係争中というか、裁判
中でありまして、これは原因を的確
に述べることが不可能かと思ひのであ
りますが、少なくともいままでの港域
の近接した地帯におけるところの衝突
予防、海難事故の防止について關係法
規をこの際検討する必要があるはしな
いか。なるほど港則法は御案内のと
り港域内におけるところの海上法規で
ありますから、これをもつてしてはこ
れを律することはできない。いふなら
ば衝突予防法というものでやるといふ
ことになると思ひますが、狭い水域あ
るいはそういうふうくそうする場所、こ
れは別途に考えざるを得ないのでな
かろうか、たとえば先般の瀬戸内海の
問題等もありました。こういう問題
について現場を担当している保安庁と
してどう考へておられますか。

○猪口説明員 仰せのとおりでござい
まして、御承知のように現在特定水域
航行令のごとき法令がございまして、
特定の狭隘なる水路につきましては別
にそれらの海難を防ぐべき規制がなさ

れておるのでございまして、それら
をもう少し国内的の各水路につきて
拡張していかねばならぬ点が若干
あるやに私たちの立場から見受けられ
る次第でございまして、關係の向きに
おきましてそれを十分検討されてお
るやに何つておる次第でございませ
う。

○久保委員 龜山次長にお尋ねしま
す。いまの件であります。港則法と
海上衝突予防法との間にあるものと
いっては語弊があるが、いまのよう
な事例ですね。海上衝突予防法は公海
におけるものが原則かと思ひのであ
りますが、いわゆる狭い海域において、
これは港内ではないかというところの衝
突が非常に多い。こういうものに対
してどういふ法規をどういふふうにし
たいか考へるわけですが、あなたの
ほうで何か考へておられますか。

○龜山説明員 ただいま海上保安庁か
らお答え申し上げましたとおりでござ
いまして、一般的には海上衝突予防法
が港内、港外、領海たと公海たと
を問わず、一切の適用があるわけで
ございまして、ただ海上衝突予防法、規
則におきまして、國際規則におきま
しても、内水及び港内につきましてはそ
の特殊事情に応じて特則を定めること
が各國の主權にゆだねられて
これに基づきまして現在港内につ
きましては御審議願つております港則
法、それからわが國のように瀬戸内海
の備瀬瀬戸、采島海峡、釣島水道等は
非常に狭隘なる水路であり、かつ潮流も
非常に変化が多いところでありまし
て、その上航行船舶の数が非常に多い

り調べ中でございます。確定した原
因等につきましてはまだはっきりき
まつておりませんが、私たちが取り調べ
た範囲内におきましては、大体乗組員
の不注意というものが大いに起因して
いるようにうかがわれる次第でござい
ます。

○久保委員 その不注意というのはと
りようであります。おおよそ海軍法規
を的確に守らなかつたという点ではな
かろうかと思ひます。これに
対して大体いま御答弁のように最近の
事案については係争中というか、裁判
中でありまして、これは原因を的確
に述べることが不可能かと思ひのであ
りますが、少なくともいままでの港域
の近接した地帯におけるところの衝突
予防、海難事故の防止について關係法
規をこの際検討する必要があるはしな
いか。なるほど港則法は御案内のと
り港域内におけるところの海上法規で
ありますから、これをもつてしてはこ
れを律することはできない。いふなら
ば衝突予防法というものでやるといふ
ことになると思ひますが、狭い水域あ
るいはそういうふうくそうする場所、こ
れは別途に考えざるを得ないのでな
かろうか、たとえば先般の瀬戸内海の
問題等もありました。こういう問題
について現場を担当している保安庁と
してどう考へておられますか。

○猪口説明員 仰せのとおりでござい
まして、御承知のように現在特定水域
航行令のごとき法令がございまして、
特定の狭隘なる水路につきましては別
にそれらの海難を防ぐべき規制がなさ

り調べ中でございます。確定した原
因等につきましてはまだはっきりき
まつておりませんが、私たちが取り調べ
た範囲内におきましては、大体乗組員
の不注意というものが大いに起因して
いるようにうかがわれる次第でござい
ます。

○久保委員 その不注意というのはと
りようであります。おおよそ海軍法規
を的確に守らなかつたという点ではな
かろうかと思ひます。これに
対して大体いま御答弁のように最近の
事案については係争中というか、裁判
中でありまして、これは原因を的確
に述べることが不可能かと思ひのであ
りますが、少なくともいままでの港域
の近接した地帯におけるところの衝突
予防、海難事故の防止について關係法
規をこの際検討する必要があるはしな
いか。なるほど港則法は御案内のと
り港域内におけるところの海上法規で
ありますから、これをもつてしてはこ
れを律することはできない。いふなら
ば衝突予防法というものでやるといふ
ことになると思ひますが、狭い水域あ
るいはそういうふうくそうする場所、こ
れは別途に考えざるを得ないのでな
かろうか、たとえば先般の瀬戸内海の
問題等もありました。こういう問題
について現場を担当している保安庁と
してどう考へておられますか。

○猪口説明員 仰せのとおりでござい
まして、御承知のように現在特定水域
航行令のごとき法令がございまして、
特定の狭隘なる水路につきましては別
にそれらの海難を防ぐべき規制がなさ

り調べ中でございます。確定した原
因等につきましてはまだはっきりき
まつておりませんが、私たちが取り調べ
た範囲内におきましては、大体乗組員
の不注意というものが大いに起因して
いるようにうかがわれる次第でござい
ます。

○久保委員 その不注意というのはと
りようであります。おおよそ海軍法規
を的確に守らなかつたという点ではな
かろうかと思ひます。これに
対して大体いま御答弁のように最近の
事案については係争中というか、裁判
中でありまして、これは原因を的確
に述べることが不可能かと思ひのであ
りますが、少なくともいままでの港域
の近接した地帯におけるところの衝突
予防、海難事故の防止について關係法
規をこの際検討する必要があるはしな
いか。なるほど港則法は御案内のと
り港域内におけるところの海上法規で
ありますから、これをもつてしてはこ
れを律することはできない。いふなら
ば衝突予防法というものでやるといふ
ことになると思ひますが、狭い水域あ
るいはそういうふうくそうする場所、こ
れは別途に考えざるを得ないのでな
かろうか、たとえば先般の瀬戸内海の
問題等もありました。こういう問題
について現場を担当している保安庁と
してどう考へておられますか。

○猪口説明員 仰せのとおりでござい
まして、御承知のように現在特定水域
航行令のごとき法令がございまして、
特定の狭隘なる水路につきましては別
にそれらの海難を防ぐべき規制がなさ

り調べ中でございます。確定した原
因等につきましてはまだはっきりき
まつておりませんが、私たちが取り調べ
た範囲内におきましては、大体乗組員
の不注意というものが大いに起因して
いるようにうかがわれる次第でござい
ます。

○久保委員 その不注意というのはと
りようであります。おおよそ海軍法規
を的確に守らなかつたという点ではな
かろうかと思ひます。これに
対して大体いま御答弁のように最近の
事案については係争中というか、裁判
中でありまして、これは原因を的確
に述べることが不可能かと思ひのであ
りますが、少なくともいままでの港域
の近接した地帯におけるところの衝突
予防、海難事故の防止について關係法
規をこの際検討する必要があるはしな
いか。なるほど港則法は御案内のと
り港域内におけるところの海上法規で
ありますから、これをもつてしてはこ
れを律することはできない。いふなら
ば衝突予防法というものでやるといふ
ことになると思ひますが、狭い水域あ
るいはそういうふうくそうする場所、こ
れは別途に考えざるを得ないのでな
かろうか、たとえば先般の瀬戸内海の
問題等もありました。こういう問題
について現場を担当している保安庁と
してどう考へておられますか。

ということから、一般的な海上衝突予
防法だけでこれをまかなうのは不十分
であるということ、それぞれの水域
に適合した航法を規定しておるわけ
でございます。もちろんこれは単に船舶
の航法だけによってあらゆる衝突、の
し上げ等の海難を除去するというこ
とだけではいけないのでございまして、
航路標識の設定等必要な施設充実が必
要であると考へます。これにつきまし
ては海上保安庁の灯台あるいは水路部
における潮流の調査とかあるいは海の
中の暗礁の状況等、常に水路部の水路
図誌に明らかにしていくというふうな
措置を講じておるわけでございます
が、ただいま申し上げましたように現
在の特定水域が現状のままではいか
どるか、これは政令で、予防法と異なる
定め、あるいはさらに詳細な規定を置
くことができるわけでございます。いま
保安庁から申し上げましたように、
現在定められておる地域以外にこれを
広げる必要があるかどうか。具体的に
申しますと、たとえば先般自衛艦と商
船との衝突事故を起こしました浦賀水
道につきましては特定水域航行令を設
定する必要がどうかという点につ
きまして、海上保安庁の中に特定水域
委員会、ここに水先人あるいは海難審
判庁の専門家、もちろん海上保安庁の
専門家も入りまして、昨年来検討を続
けておる次第でございます。したが
いまして、これは海上予防法の改正をま
たなくとも、その委員会等によって特
定水域航行令の改正が必要であるとい
う判断が出ましたら、それによって政
令の追加改正を行なうべきであるとい
うことに私どもは考へておる次第で
ございます。

○久保委員 いま御説明になりました
特定水域の航行の規制というか、これ
はもうすでに結論が出ていますのではな
いでしょうかと思つておりますが、どう
いう作業になっておるのでしょうか。これは
非常に手間どつておるように見えるの
ですが、だんだん作業をやっているう
ちいろいろな事故が出てくるという
のが実態ではないでしょうか。そうい
う点はどうなんですか。どういふ作業を
しておりますか。何回くらい会合して
結論が出たのか出ないのか、その辺ど
うですか。

○亀山説明員 実は海上保安庁にお
いて関係者を集めて、ただいま申し上げ
ました委員会では、いま例にあげまし
た浦賀水道が、昨年来大型商船のほう
から漁船等の横切りが非常に多い複雑
な水路を形成してありますので、これ
について特定水域航行令をこの地域に
も拡張するといふ議論もありません。
その結果、まず先ほどちよつと触れま
したように、施設面で改善をすること
が必要ではないかということ、施設
面で、ある水域に、実は昨年航路を分
けるような標識を必要とする水中に並
べて置くといふ方針がまかりまして、
すでに大部分実施されておるやに聞い
ておいております。現在のところ委員
会を開いて議論だけしておつて何もな
いということもございせん、政令
の改正もさることながら、さしあたり
必要なことはそういう施設面の改善で
相当地度海難事故が防止できるという
ことであります。また政令の改正に
先立つて必要であるといふことで、ま
ず施設面の問題を進めたわけござい
ます。その他の水域につきましても実
際に船を運航しております側の代表

者、つまり船主協会の方面においても
それを検討されて、そこから現在
具体的な水域の場所、あるいは必要と
思われる規制の内容、あるいは必要と
思われる施設の内容等につきまして、
まず運航者側の検討を逐次お願いして
その意見を出してもらつて、その一つが
浦賀水道の例の標識というのですか、
浮標の設置がその成果としてあらわれ
ております。引き続きこれらに關して
運航当事者側の意見が出てまいりまし
たならば、その委員会でも検討を進めて
まいりたいというふうに進んでおる次
第であります。

○久保委員 そこでこれは港灣局長に
お尋ねいたしますが、船員は入れもの
と入るものとの問題が一つ大きな問題
としてあるわけでありまして、海上法
規の順守、これは当然の問題でありま
すが、これは人間の問題でありまし
て、設備に対応した船の出入りがある
ば問題がないのであります。実は港
灣施設そのものは陸上との関係が主で
あって、船舶出入りという問題はかなり
おくれがちというか、そういう問題に
關しての施設がおくれがちであるとい
うところにも一つ問題があるかと思
うのであります。ところでいわゆる港
灣における工場の立地条件というか、
そういうものとあわせてやらなければ
、幾ら大きい港をつくつても、そこ
へ全部油ものを集中するということに
なれば危険は必ず伴うのであります。か
ら、そういう港灣施設あるいは港灣に
おけるところの工場の立地条件とい
うか、そういうものを再検討する時期で
はないかと思つております。新しくで
きる港はそれぞれそういうものを勘案
して港灣構築をするわけでありませ

が、既設のものをさらに拡大し分散す
るといふか、そういう方向も考へなけ
ればいかぬと思つております。そういう点
についてどうなんでしょうか。たとえば
今までならここに石油埠頭がある、こ
れは当然である、よろしい、しかし
いまの港灣の実態あるいは船腹の出入と
いうことからいけば、どうも立地条件
としてはこれを拡大していくことがま
ずい場合にはある程度これを規制す
る、そして分散させるということも必
要かと思つておりますが、そういう点に
ついてはどう考へるか伺いたい。

○比田政府委員 二つに分けてお答え
申し上げます。
第一点は、これから港をつくるとい
うような場合の計画面におきまして
は、あらかじめ船の運航に關係いたし
ております専門家の方の御意見を十分
に聴きまして、航路の曲がり方とかあ
るいは幅とか、あるいはまた安全なる
水面であるかどうか、防波堤等によつ
て囲まれておるかどうか、あるいは気
象条件等をいろいろ勘案いたしまし
て、岸に着くまでの経路の形はきめて
おります。

それから立地いたします工場の種類
と場所につきましては、これは陸上との
關係もいろいろございまして、それ
も、新しくできます工業港等につきま
しては、できるだけそういうような
ものはまとめて、油は油でつくる、小
船とふくそうしないようにして計画を
していく。特に小さい船が入りますと
ころに五万トン、十万トンのようなタ
ンカーが入るようなところは、同じよ
うな場所を通りまして大型と小型が錯
綜しないような配置にいたしたいとい
うようなことはできる限り検討いた
してあります。

それからできました港が、初めのう
ちは大きな船も入つておられせんし、
小船の数も少ないのですが、年を経る
に従いまして非常にふくそうしてまい
りまして、またそういうために非常に
危険が起るということにつきまして
は、これもでき得ればたゞいま御指摘
がありましたように工場そのものを分
散するとか、あるいは石油等におきま
しては場所を別なところからとりま
して、パイプ等で送るというふうなこ
とも検討いたしておりますけれども、石
油とか鉄鋼につきましても、非常
に大きくなりましたので、非常に深い
水深を要しまして、相当沖のほうに行
かないと大型タンカーは着けられな
い。それではパイプで輸送するの非
常に金がかかる等いろいろございま
して、できれば従来の場所であるべく近
いところから取り入れるようなことを
研究いたしております。

それから別の地区に安全な水域をつ
くりまして、そのほうに今後ふえま
す工場の部分を移設してつくるとい
うようなことは考へておられます。こ
も、工場そのものを、何十万坪とい
うものを隣の地区に全部そのまま移設す
るといふようなことは、経営者側ある
いは、その他の關係からいましても
なかなかできませんのですから、た
だいま申し上げたような、それにか
わる処置をいたしまして、新しいもの
に考へておるわけでございます。
○久保委員 大体港灣構築というか修
築というかわかりませぬけれども、そ
ういふものを、いままでのように所得
増計画という線からいって、貨物の

扱いたん教を基準にして機械的にはじいておるとは思いませんけれども、やはりその港湾に適した港湾のあり方という面から具体的に消化していく方向が私は必要だろと思うのです。パスをつけたからよろしいかと、ここに臨海地帯をつけたからよろしいとかいふのではなしに、全体の流れをスムーズに円滑にさばけるといふ方向が一番大事かと思うので、これは蛇足かもしれないが、そういう観点から港湾の問題も処理していただきたい、こういうふうに念願するわけでありま

す。そこで、これは海上保安庁の問題になります。従来巡視艇一つとりましても、老朽化しているものが多い。しかも巡視艇の数も非常に少ない。こういうことからいって、こういうふうくする水域におけるところの航行の規制あるいは整理、こういうものには残念ながらどうも追いつけないのが実態ではなからうかと思うのです。そこでこれは当然信号所の問題もありましようが、われわれはタンカー衝突事故の直後、あの信号所に立ち寄ってみましたが、一番足りないのは何かというと、まず第一に信号所の人間が足りな

いということだった。人間の要求にしても、要求はしたが減らされた。保安庁全体の人間でやられたということであり、御承知のように保安庁の出先というは分散しております。二人あるいは三人というところがぼつぼつある。こういうものを一括して、どこの海上保安部にはこれだけの人間があるから、この中で一人や二人は生み出るといふことを言われても、実際にはできない。まとまったところで執務

しているいわゆる官庁の組織をとって万田近々の予算を科学技術庁に要請いたしまして、その実現をはかるように努力している次第でございます。

○久保委員 その一千万円というのはことしつづけた予算ですか。

○猪口説明員 これは御承知のように科学技術庁に科学技術調整費とかいふ名目の若干の予算があるようでございます。それをどういふ方面に使うということかで科学技術庁がそれぞれ関係各省庁に開発項目を要求いたされまして、その使用について大蔵省と折衝されるようになっていっているものでございます。その経費の中で消防艇を開発していかうということでございます。

○久保委員 私は科学技術のことばかり見れば、空港には近代化学消防車から見れば、空港には近代化学消防車

が備えつけられております。消防の問題で言うならば、大体同じようなものだと思うのです。あとは船の問題だけだと思ふのです。別に私は科学技術庁にお願いしなくても、これは予算要求をして建造にかかたらいいのじやないか、こういうふうな思ふのですが、どうですか。何か機会がありますか。

○猪口説明員 現在私たちが持つております消防艇なりそれから巡視艇—先ほど申し上げましたように巡視艇に消防能力を付与するだけでは、現在のような高度の消防能力を要請されま

す段階におきましては十分でございます。まず消防艇自体の構造から研究しなければならぬ。いま科学技術庁と話し合つておるのは、化学消防の力のある消防艇をつくりまして、自由自在に船が停止し、あるいは後進できるようなものをつくらなければなら

ないというようなことが一つの開発のアイテムになっております。それからもう一つは、御承知のように、陸上におきますやぐらポンプのように、十分なる高さまで放水できるやぐらを搭載できないだけの能力を付与しなければならぬというところもございまして、やはり十分なる開発のための研究をしなければならぬという次第でございます。

○久保委員 技術のことはおまかせしますが、少なくともいまのような実態では、火事が起きたら見ていて燃すといふことではないかと私は思うので、これは運輸大臣もおられるが、ぜひ化学消防艇といいますが、そういうものを増強する必要が私はあると思ふ

のです。それから一般の巡視艇も、これもあなただけで出している白書と称されるものでありますが、大体通信施設も持たない陸上基地が六十五カ所、それから船艇は六十三隻、こういうものは全然つんばまじきで仕事をしています。これではたいていのか、あなたのように出しても、百十ページにはさう書いてあるのです。そのとおりだと思ふのです。耳を持たないで管制をしようとか、交通の整理をしようといつても、聞く耳を持たぬでは言葉が発する

ことはできないのでありますから、これは全然意味をなさぬことじやなからうか。一々そこまで行つて指導する、こういうことでは近代的じゃないと思ふのです。こういう点についての問題も残つておる。これはどういふ計画になつておるのか。これを整備する計画はお持ちですか。

○猪口説明員 いま御指摘になりました点を解消するように私のほうで長期整備計画を持つておまして、それによりまして逐年大蔵省と予算折衝しているのでもございますが、事実は思うように予算が取れないので、その計画は順調に進んでおらないという状況でございます。

○久保委員 人員についても同様でありますか。

○猪口説明員 人員についてはもつと困難な状況に直面しているわけであり

ます。○久保委員 そこで、これは運輸大臣に一言お答えをいただきたいのですが、巡視艇にしても、それからいまある設備自体も全然無線の設備がないのです。こういうことでは、一朝事が起きた場合はもちろんのこと、そうでなくとも、たとえば港則法をいま改正しようとしておりますが、港則法をこのとおり実施して航行の安全を守らうとしても、非常にこれは不可能だと思ふのです。設備はだめ、人間もだめ、こういうことなんでしょう。いままで運輸大臣はいろいろ御尽力をいたしておると思ふのでありますが、どうも海上保安庁は日の当たらぬ場所—大

体庁のつく官庁というのは盲腸のたぐいではないでありましようが、気象庁にいたしましても、保安庁にしましても、中小企業庁にいたしましても、庁のつくところはみんなこれは日が当たらない。多少日の当たつておるのは警察庁くらいでしょう。そういうことでありますが、どういふ御見解でありましようか、ひとつお尋ねしたい。

○綾部國務大臣 久保委員の御指摘のとおりでございます。はなはだ遺憾に考えておりますが、今後人員の増

加、船艇の増加に努力したいと思いま

○久保委員 さしあたり人員の増加は、年度中途ではあります、何か方法は無いものでしょうか。

○綾部國務大臣 その点について大蔵省その他と理解を深めるべく努力いたしております。

○久保委員 保安庁にお尋ねします、人間の問題は年度半ばでも解決する方法が何かありますか。

○猪口説明員 人員問題につきましては、御承知のとおりに年度中途に新規増員というようなことはほとんど不可能でございます。しかし、与えられた仕事につきまして、与えられた機材と人員で十分その責務を果たすのが私たちに与えられた重要課題でございますので、今日議題になっております港則法につきましても、三十九年度の予算には十分なる努力をもって臨みたいと思っております、今年度は与えられた人員と施設と機材とをもちまして、与えられました責務を創意とくふうによってできるだけ完遂していきたいという覚悟でおる次第でございます。

○久保委員 巡視艇の代替建造の計画は年次計画というものがあつたに聞いておられますが、人間なりその他の施設、無線の問題、こういうものは裏聞にして聞いていないのですけれども、これはある程度持つておられるのですか。

○猪口説明員 人員につきましても、それから通信施設につきましても、それぞれ持つておる次第でございます。ただし、人員につきましては、既存のものにつきましても新規増員というところが非常に不可能でございますので、

新しく設置されます保安部署あるいは航路標識等につきまして、それぞれ計画を持つておる次第でございます。

○久保委員 それは何年から始まった何年計画というものがあつたのですか。

○猪口説明員 部署の計画あるいは人員の増強の計画につきましては、長期計画は持つておりません。毎年それぞれ過去の実績等につきまして、十分勘案して新年度の計画を立てまして、それに必要な人員の整備計画をやるわけでございます。ただし、通信とそれから航路標識等につきましては、先ほど申しましたように一つの整備計画を持つておられますので、それぞれ必要な人員等については、その計画にマッチした計画を持つておる次第でございます。それから部署につきましても、現段階におきまして、三十八年度中におきましてある見通しのものと、どこかの部署が必要だというような計画はあつたわけでございます。

○久保委員 それではいまお述べになりました計画について、計画と実際を資料として出していただきたい。それからまた計画は今後続くのでありましようから、その計画も含めて出していただきたいと思つておられます。いふならば、その計画には当然人間がつかなければいけません。人間の現在の配置状況がどの点で困るのか、そういうものを合せて人間の計画もあわせて行なうべきだと私は思うのです。あなたがおっしゃることは、それは大蔵省だけのものと考え方で、押えつけられた考え方です。もちろん予算の折衝の段階では、これは十分に取れないという事もわかりませんが、一体計画がなくては話にならないではなからうかと思つたのです。

○久保委員 来に向かつてこれだけの計画が必要だ、そうならばこれだけの人間が必要だ、それに対して大蔵省との折衝で査定してきまるわけですね。そのとき、そのときの現員勢力で何とかしてやりくりしてという方針では、いつまでたつても同じことだと私は思う。そういうふうな点も考えていただきたい。

○久保委員 小形鋼船の問題でございますが、小形鋼船の海難事故が相当多い、こういうふうにいわれておる。そこでこれもあげられておるものには、まず乗組員の教養、資格の問題、これがどういふふうな教育されておるか。この書いたものによれば、機帆船から転化するものが多い、そのとおりでしょう。だから機帆船の操作をしていながらそのまま小形鋼船の乗組員になる。これにはそれに合わせて海技というものがあつたから、これが十分に行なわれていないところの問題があると思つておるが、これにはどうであるか。ついでには、これにはどういふ教養というか、資格をつける手段として教育指導をしておられるのか、どうなんですか。

○中沢説明員 その件についてはいま海技制度審議会をつくつておられますので、そちらで審議をいたしましてその結論によつてやりたいと思つておられます。

○久保委員 ただいま海技審議会ですが、そういうものにかけておるといふが、これはいつからかけて、大体結論はいつごろ出す考えですか。

○中沢説明員 大体二年以内です。

○久保委員 しょうとでわかりませんが、二年もかかりますか。できるものはやっつけていかなければいかぬと思つた

ですがね。

○中沢説明員 それはいろいろな問題も含めておりますから、これから再教育ということ以外に、内航の大体乙種の船長なり機関長あるいは乙種機関士の養成は海員学校三校でやつております。

○久保委員 再教育の問題はどういふふうな年次計画等が立てられ、対象人員はこれである、これに対してどういふことをやつている、こういうことがあります。

○中沢説明員 ただいま小形鋼船についての計画は持つておりません。

○久保委員 それは非常にむずかしいということを手をつけられないのか。それまでは大体能力からいってもできないということのためですか。小形鋼船に対しての再教育というのは、どうも運輸省のいまの力ではできないという意味ですか。

○中沢説明員 いままで船舶職員法の規定からいいますと、機帆船、小形鋼船との資格の差はないということをやつておりましたので、それについては実際の欠陥があるということが最近になってわかつたわけでありまふ。今後この計画を立てなければならぬと思つております。

○久保委員 これは機帆船とあまり構造は相違せぬ、そういうことには変わりは無いというが、実際しろうとで見ても、ずいぶん変わりがあつたと思つた。これはまだやつてはあつたといふが、これは早急に実施してやらぬと、制度ができたやうなことをやらないで、いま気がついたことをやるといふのがやっばり大事だと思つた。これはおやりになる考えはござ

いますか。

○中沢説明員 いずれ船員局長が出てまいりますので、はつきり局長からお答えがあると思つたが、船員局の中では、そういうことについてはどういふしなればならぬということを検討しておりますので、いづれなると思つた。

○久保委員 小形鋼船の構造的に何か欠陥があつて遭難が多いのか、これは船船局ですね、どうですか。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。私のほうは、鋼船構造規程という規定がございまして、大体これは世界的に似たような規定でございますが、この点では特に欠陥があるという事は感じておりません。ただ機帆船と鋼船との違いが本質的にございまして、たとえば燃料をタンクに積むという場合に、自由表面ができるので、GMメタセンター高き高さの差が生まれるので、同じ航法では危険度が増すというふうなことで、機帆船に比較して比較的同じ船というふうな想定されるとちよつと変わつてくる面があるんじゃないかと思つております。われわれのほうとしては、その面も一応つくるときには十分注意しておるつもりであります。いままでの小形鋼船の海難は機帆船より多いといわれておりますので、この点十分に注意をいたしたいと思つた。

○久保委員 これもしろうとでよくわかりませんが、どうも小形鋼船は海難が多いということは、船船を操縦する人間の問題もあるでしょうか、一つには、構造的にもそういう操縦する人にマッチしない面があるのではないかと考えます。ついでには小形鋼船のモデル

設計というものは研究されておらないのですか、そういう必要はないのですか。

○佐藤説明員 小型鋼船につきましても、船舶局で、それぞれ予算とも関係がありますが、一応石炭船とか小型輸送船とか、そういう緊急のものから標準設計の検討を進めておきますし、正規の船のものをつくって頒布しております。

○久保委員 小型鋼船の船員の過労が出てくるということも事実です。これは結局経営の問題になるから、経営の実態を見なければ、いまの経営では過労を防止するといっても簡単にはできないと思う。ついでには海運局長の亀山さんにお尋ねした方がいいと思うのですが、こういういわゆる中小の内航船対策は、先般来ここでいろいろ議論がありまして、運輸省では審議会というか懇談会を持たれておったようです。経営の安定がなければ、そのしわ寄せは働く者にくるといふことですが、こういうものをあわせ考えてやっておられるのですか。

○龜山説明員 たいだいま御指摘のごさいますように、小型鋼船の事故の多い原因の一つの中の、経営基盤がなはだ脆弱な点も一つの要因として考えられるのではないかと考えています。その点につきましては、私ももそういう面があるであろうというふうな考えでおります。小型鋼船が現在経営基盤が脆弱であるということにつきましては、たいだいまお話のごさいます中心の内航海運問題懇談会において一番中心の問題として議論が続けられておりますが、私どもでは小型鋼船が最近急激に増加をし、しかも実はそれは景

気の過熱なりあるいは船価が安いとか、そういう面から急速に増加をいたしたのですが、必ずしも輸送の需要と均衡のとれた姿で増加してまいったわけではないというふうな状況もございまして、過当競争によりましてところの経営基盤の脆弱化という面を考えまして、何らかの意味において無秩序な増加を抑制する、あるいは不当な競争によって運賃を切り下げているというふうなことを今後なくす、そのためのもう一つの手段を考えていきたい、こういうふうな考えでおります。

○久保委員 内航問題はいろいろ議論をしたいと思います。いまの内航問題の懇談会の結論は、およそいつごろつける見込みで作業が進んでおるのですか。

○龜山説明員 内航対策につきまして、きわめて長期的な問題と、短期的と申しますのは、来年度予算について、すぐ、あるいはこの次の国会において法制的な問題を処理するという必要のある事柄とございまして、その予算等に関する問題につきましては、七月中に結論を出していただくというごさいます。懇談会のお願いをいたしております。それに基づきまして、政府側の一応内部での予算の概算要求の締め切りは八月末でございまして、それらを勘案いたしまして、長期にわたる問題は、特に急ぐ問題もございませぬけれども、私どもは重要な予算に関する問題は、七月末までに結論を出していただく、それで懇談会のお願ひもそういう御了承を願って討議を続けていたしております。

○久保委員 いまの御説明を聞くと、内航対策には長期的な問題もある、し

かし当面来年度の予算を重点に作業を進めてもらう、こういうお話でありまが、内航というか、海運全体は、この前もお話したように、長期とか短期の問題は私はないと思うのです。抜本的なものだと思ふ。だからこれをあわせ行なわなければ立っていかぬではないか、こう思うのです。それをいまの御説明だと、来年度予算、どういふことをおやりになるのかわかりませんけれども、どうも膏藥張りのようなことを先にやっておいて、あとはゆっくりにやろう、これではまだ外航の対策と同じではないかと私は思うのです。できるなら作業を進めて、抜本的なものをひつくるめて、政策全体を出して、これをどうやるかは別ですが、全体を出して、その中でそのうちのこれは一つだ、ポジションはここにあるんだ、今度は、こういう政策の進め方ではないかと、どうももうまいかぬではないかろうかと私は思うのですが、どうなんでしょう。

○龜山説明員 仰せのとおり内航の現状は、思い切った対策を早急に立てなければ、破産状態に瀕するという危機的様相を呈しておるということには御指摘のとおりであります。ただ私申しましたのは、予算に関するごさいます。懇談会が決定しましたのは五月でございまして、これは重要な問題について、しかも広範にわたる問題でございまして、懇談会にお願ひして、早急に結論を出していただきたい、これは全般に言えることではあります。特に直接予算に関連する問題は七月末までは出していただきたいということ、中では先ほど触れましたが、法

制的な問題は予算の問題の結論よりも多少おくれでも、その方向さえきまれば、予算との関連もつかみ得るのでございまして。そういう意味で、特に七月末というような期限をお願ひいたしましたのは、そういう点もあるからでございまして、懇談会のお願ひは、もちろん抜本的な対策として、法制的な問題、予算上の問題にかかわらず、すべてを包み込んで、現在討議を続けておるわけにございまして。

○久保委員 その問題は、お話をあま私の考えとは合っておりませんが、私は内航問題は、大筋幾らあっても、六つか七つの点だと思ふのです。そういうものを区分けしてやるのではなくして、実はその全体をやらなければ、内航対策にはならぬと思ふのです。そういうことを申し上げておきます。これはいづれ別途にします。

そこで次に、いつかこの委員会でお話が出たと思ふのであります。最近のレジャーブームに乗ってのモーターボートの問題です。これについては何らの規制がいまのところないように見受けられるのだが、これはほとんどふんふんふんと思ふのです。これを野放しの状態でおくことはいかがかと思ふのであります。これに対する対策は具体的に何を考えておられるか、いかがでございましょう。

○龜山説明員 いわゆるモーターボートのうちで、特にレジャーといいますが、一人、二人乗って、お客さんを営業上乗せる船ではないボートの問題だと思ひますが、いかに数が少なくとも、お客さんを乗せて走るようなものは船舶職員法の小型船舶操縦士の免状を必要とするということになっており

ますけれども、そういったさな、ほんとうにオートバイのように乗り回すものについては、現在遺憾ながら職員法の中では規制が行き届いていないわけにございまして。ただ全体的に申しますと、操縦者がかつてな暴走、めっちゃめに人に迷惑をかけ、あるいは危険を及ぼすようなやり方で船を走らすことにつきましては、それぞれ港則法におきましては港内において過大な速度で通行してはいけない、あるいは一定の水域を港長が指定をいたしました、この方面にはレジャーボートは入ってはならないというふうな規制ができるわけで、さらにそれぞれ地方の条例等におきまして、たとえば神奈川県等の条例で、ある一定の海水浴の人が多いような場所には遊泳区域という指定をいたしまして、そういうところは速力の早いというボート類の乗り入れを絶対に禁止するということが県の条例でございまして、そのほか大阪府、福井県、鳥取県等においても、公衆に著しく迷惑をかける暴力的な行為等の防止に関する条例というふうな名前の条例をつくりまして、その中にモーターボートの暴走などのような危険行為を暴力的な不良行為の一つというふうにいたして禁止をいたしておるというごさいます。実はモーターボートの暴走等につきましては、一昨年、昨年来急速にこういうボートが増えてまいっておりますので、われわれもいろいろな面から注目をいたしておるわけにございまして。ただ、それぞれの地域その他の状況はむしろ地域的な規制という面でも各県の警察条例にお願ひするほうは、実際のやりい場合が多いのではないかと、

○久保委員 その問題は、お話をあま私の考えとは合っておりませんが、私は内航問題は、大筋幾らあっても、六つか七つの点だと思ふのです。そういうものを区分けしてやるのではなくして、実はその全体をやらなければ、内航対策にはならぬと思ふのです。そういうことを申し上げておきます。これはいづれ別途にします。

そこで次に、いつかこの委員会でお話が出たと思ふのであります。最近のレジャーブームに乗ってのモーターボートの問題です。これについては何らの規制がいまのところないように見受けられるのだが、これはほとんどふんふんふんと思ふのです。これを野放しの状態でおくことはいかがかと思ふのであります。これに対する対策は具体的に何を考えておられるか、いかがでございましょう。

○龜山説明員 いわゆるモーターボートのうちで、特にレジャーといいますが、一人、二人乗って、お客さんを営業上乗せる船ではないボートの問題だと思ひますが、いかに数が少なくとも、お客さんを乗せて走るようなものは船舶職員法の小型船舶操縦士の免状を必要とするということになっており

ますけれども、そういったさな、ほんとうにオートバイのように乗り回すものについては、現在遺憾ながら職員法の中では規制が行き届いていないわけにございまして。ただ全体的に申しますと、操縦者がかつてな暴走、めっちゃめに人に迷惑をかけ、あるいは危険を及ぼすようなやり方で船を走らすことにつきましては、それぞれ港則法におきましては港内において過大な速度で通行してはいけない、あるいは一定の水域を港長が指定をいたしました、この方面にはレジャーボートは入ってはならないというふうな規制ができるわけで、さらにそれぞれ地方の条例等におきまして、たとえば神奈川県等の条例で、ある一定の海水浴の人が多いような場所には遊泳区域という指定をいたしまして、そういうところは速力の早いというボート類の乗り入れを絶対に禁止するということが県の条例でございまして、そのほか大阪府、福井県、鳥取県等においても、公衆に著しく迷惑をかける暴力的な行為等の防止に関する条例というふうな名前の条例をつくりまして、その中にモーターボートの暴走などのような危険行為を暴力的な不良行為の一つというふうにいたして禁止をいたしておるというごさいます。実はモーターボートの暴走等につきましては、一昨年、昨年来急速にこういうボートが増えてまいっておりますので、われわれもいろいろな面から注目をいたしておるわけにございまして。ただ、それぞれの地域その他の状況はむしろ地域的な規制という面でも各県の警察条例にお願ひするほうは、実際のやりい場合が多いのではないかと、

で、こういう条例をつくって危険行為の防止をせよというのを勧奨をしておられるわけでございます。

それからオートボートを操縦する人の問題でございますけれども、これにつきましては、海上保安庁が昨年いろいろな方法を講じて指導を行なっております。さらにこれを法的に規制する方法は考えられないかどうかという点で、現在主としてこれは船員局の分野でございますけれども、私のほうからも、海上安全の一翼をなす部門としてお願ひして、検討してもらつておることは、職員試験を実施するということも困難であるとしても、何らかの方法によって何人もいつでも何の知識もなくしてオートボートを操縦できるということではないように、陸上においてももちろん免許があり、あるいは大型の免許がなくとも乗れる自動車であるとか、免許なくともいろいろのカテゴリーがあるようにございまして、それを参考にしたしまして一定の講習を受けたその証明があった場合にオートボートを操縦できるんだというふうなことをきめる方法はないだろうかという点で、現在検討を願つておる次第でございます。

○久保委員 前段の各県の条例や何かできめられるということでありまして、それも一つ必要かと思つております。やはり県によつてはなかなかきめにくいところが多いんじゃないかと思つております。なるべく非常に目立つところをきめてあげたいと思つております。なるべく最近オートボートを保有するものが多くなつてきておる、そういう傾向があります。これは勧奨をしておるといふが、勧奨するならばどう

と強力な勧奨を警察庁なら警察庁に申し入れてやるか、あるいは各都道府県でやるか、あるいはモデル的な基準をきめてやるかという、こういう指導をするのがほんとうだと思つておる、そういうことはやつていないのでしょうか。

○亀山説明員 これは実は私どもからは出先の海運局に対して、当該府県と連絡をとつて、そういうオートボートがだんだんふえてくるようなところについては、そういう方向に持っていくようにしようかと、私のほうから直接警察庁に向かつてそういうことをお願いするということはないかとお願ひする。ただいまの御指摘でございますので、これは海上保安庁とも相談をいたしまして、自治省あるいは警察庁等とも連絡をいたしまして、そういうことがまだできていないところについては、早急に何らかの方途を講じていただくようにいたしたい、こう考えております。

○久保委員 とにかくこの運転者の問題、それから航行区域の問題、こういうものはやはりある程度きめなければ、そんなものがめつたやたらに出てきて、また衝突事故を起こす、はなはだしいのはどこか人が死んだということもあるわけです。しかも、船ですから、これは自動車や何かのようにブレーキがきかぬわけです。そういうことも考えればやはり慎重に扱つてほしいと思つておるのです。

それから免許のことでありまして、どうして免許制度というか試験制度というものがむずかしいのですか。それは何かあるのですか。

○中沢説明員 五トン未満の小型船舶の免許のことについてであります。

ただいまの職員法はそういうものを予想していなかったのではないかと思つておりますけれども、試験については乗船履歴を非常に要求しております。そういったものをいま当ではめまして、たとえ五トン未満の適用範囲を広げましても受験者が出てこない、これらについてどうするかというのを、ただいま検討中でございます。

なお、ただいま一般の試験につきましては運輸大臣が免許しておりますけれども、これを地方の海運局長限りでできるようにならないか。これについては法律改正も必要でございますし、試験官、事務官、そういった人員の増加と予算措置も必要でございますので、それらを勘案して考えたい。それから、現在職員法の適用範囲のものについても、試験をやるのに手一ぱいでございますので、どちらが先になるかということをお考えなければならぬ、こう思つております。

○久保委員 法案の中でたつた一つであります。念のためお尋ねしておきますが、十八条の第二項で「命令の定めるトン数以下である船舶であつて」云々というの、これはどういうことになりましますか。

○亀山説明員 ただいまのお尋ねの、御審議願つております港則法の十八条の改正部分でございます。「総トン数が五百トンをこえない範囲内において命令の定めるトン数以下である船舶」といふのは、港内において現在のとこ雑種船は小型船の進路を避ける、いわゆる避航義務を課しておりますが、これをどの程度の船舶にまで拡張することが必要であるかという点につきまして検討した結果、現在のところ大体港によってあるいは百トン以下のものを指定する場合もございまして、あるいは非常に込み合つて危険の多い港におきましては、それを三百トンまで引き上げることが必要である。ただし、今後の情勢の推移によつては、五百トン程度まで引き上げる場合も考えなければならぬということ、五百トンというのを一応の線にいたしまして、その範囲内におきまして、港の実情によりまして三百トン以下あるいは百トンというふうな制限を、トン数をきめて、それ以下のもは雑種船と同様に避航義務を負わせるということにいたしたい、こう考へて提案をしておる次第でございます。

○久保委員 もう質問は終わります。米申し上げたように、衝突予防法、さらには、狭水域の規制の問題とか、こういう問題、さらには海上保安庁の設備、人員の問題、これは一番大事だと思つておる。そういうことについて、さういふことについて、さういふことについて解決する方向をとる必要が私はあると思つておる。これは運輸大臣、くだいようであります。こういうものを解決しない限りは、なかなか衝突事故というか、海難事故は減らぬと思つておる。これに対してひとつ具体的にいまお考えのこと、何かございませうか。

○綾部国務大臣 要は人員不足ということが一番の要点のようでございます。その人員の増加につきまして、予算折衝その他におきまして極力増加の確保につとめたいと思つておる。以上。

○木村委員長 關谷勝利君。

課長にお尋ねをしておきますが、先ほど御答弁を聞いておりますと、標準設計というものを考えるというの、ですか、あなたの声が小さいので十分わからなかつたのでありますが、これから考えると、言つたのですか、どうですか。

○佐藤説明員 実は私の方の担当ではございませぬので、あれですが、二三年前から一年ごとにつつづつ船型をきめてやつております。もういま二つくらいできております。

○關谷委員 やつておるといふのは、實際しておるといふのですか、研究したといふのですか、どんなのですか、はっきりした答弁をしてください。

○佐藤説明員 標準設計を数種類終つておるわけでございます。

○關谷委員 私がお尋ねしましたのは、中小型鋼船造船業合理化臨時措置法でありましたか、名前はちよつと忘れましたが、あの法律をつくりましますに一番大きな柱として立てましたのは、標準設計をつくりまして、さうして船舶を安くするような方法も考えますし、造船所の合理化をはかりまします。こういうことを約束しておりましたので、先ほど考えるというふうなお話が出たと思つたからお尋ねしたので、もしさういふふうなことが實際にできておらないということになりますと、あなた方が国会をだましたことになるので、帰つてよく調べて、さうしてさういふものができておるかどううか、はつきりと次の機会に報告してください。

○佐藤説明員 できておりますが、種類につきまして私いまはつきり覚えておりませぬので、あとで御返事申し上げます。

げます。
○木村委員長 ほかには御質疑はござい
ませんか—ほかにないようでありま
すから、本案に対する質疑はこれにて
終局いたしました。

○木村委員長 これより討論に入るの
であります、別に討論の申し出もあ
りませんので、これより直ちに採決い
たしたいと存じますが、御異議ありま
せんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認め、こ
れより港則法の一部を改正する法律案
について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕
○木村委員長 起立総員。よって、本
案は原案のとおり可決すべきものと決
しました。

○木村委員長 この際、肥田次郎君よ
り発言を求められておりますので、こ
れを許します。肥田次郎君。

○肥田委員 私は自由民主党、民主社
会党、日本社会党の三党の同意を得ま
したので、港則法の一部を改正する法
律案に対する附帯決議を提案いたした
と思います。

まず案文を朗読いたします。
港則法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)

ふくそうする船舶航行の安全確保
のため政府は次の諸点についてすみ
やかに必要な措置を講ずべきであ
る。

一、船舶運航の現状にてらし、関係

者の意見を尊重して、港湾、特に
工業港の水域の整備を促進するこ
と。

二、港湾における信号所、通信設
備、標識、巡視艇、消防艇の整備
を促進するとともに、これが要員
の確保をはかること。
以上であります。

特にこの中で一の「関係者」の解釈
につきましては、工業港におきまして
は、航海技術者の意向が進出してお
るところの工場側の意見によって無視さ
れるという傾向がありますので、そう
いうことについて特に関係者の意向を
尊重してほしい、こういう意味であり
ますのでつけ加えたいと存じます。以
上であります。

○木村委員長 ただいまの肥田次郎君
の動議のごとく、港則法の一部を改正
する法律案に対し、附帯決議を付する
に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認め、さ
よう決しました。

この際、政府当局より発言を求めら
れておりますのでこれを許します。綾
部運輸大臣。

○綾部國務大臣 ただいま附帯決議と
して御決定願いました港則法の一部を
改正する法律案に対する御趣旨につ
きましては、附帯決議の趣旨を尊重いた
しまして、この決議の趣旨にのっとり
まして、ふくそうする船舶航行安全の
確保のため、施設の整備、職員の確保
等につきまして十分な努力をいたす所
存であります。

○木村委員長 なお、ただいま可決い
たしました本案に関する委員会報告書

の作成につきましては、委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○木村委員長 御異議なしと認め、さ
よう決しました。

次会は来たる十一日火曜日、午前十
時より委員会を開会することとし、本
日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十分散会

〔参照〕
港則法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一六一号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕
(正誤)

運輸委員会議録第二十二号
同 第二十三号
同 第二十五号

各一頁一段委員外の出席者欄中
運輸事務官
(鉄道監督局長) 向井 重郷君
有鉄道部長
は、出席政府委員欄に記載すべきの
誤り。

昭和三十八年六月十二日印刷

昭和三十八年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局